

別表 審査料金表

<p>新規課題審査料 (法第5条第3項の規定により意見を求められた場合に徴収する。また、法第21条の規定により意見を求められた場合、当該計画について初めて意見を求められた場合に徴収する。)</p> <p><算定根拠> 委員会年12回開催および事務局体制維持にかかる費用を定常状態での年間審査件数で配分した。</p>	<p>800,000円(税抜)</p>
<p>継続課題審査料 (法第17条第1項の規定により報告を受けた場合に徴収する。また、規則第63条に基づき、臨床研究の実施状況について報告を受けた場合に徴収する。)</p> <p><算定根拠> 委員会年12回開催および事務局体制維持にかかる費用を定常状態での年間審査件数で配分した。</p>	<p>200,000円(税抜)</p>
<p>参加機関数加算 (新規課題審査時の実施計画等に記載されている参加機関については、新規課題審査時に徴収する。新規課題審査以降に追加された参加機関については、当該機関が追記された実施計画等を初めて審査する際に徴収する。なお、10番目までの参加機関は加算の対象から除く。)</p> <p><算定根拠> 参加機関数の増加により増える負担等を勘案して設定した。</p>	<p>1機関あたり 50,000円(税抜)</p>